介護保険事業計画推進会議(第１回)	
R6.9.13	資料７

地域密着型サービス運営委員会について

１．地域密着型サービスとは

- 地域密着型サービスは、認知症高齢者や独居高齢者等の増加を踏まえ、高齢者が要介護状態になってもできる限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにする観点から、原則として日常生活圏域内で提供されるサービスである。
- 区市町村が事業者の指定を行い、原則してその区市町村の住民のみが保険給付の対象となる。

【地域密着型サービスの指定状況】（令和６年７月末現在）

サービス種別	事業所数（区内）	事業所数（区外）
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	3	0
夜間対応型訪問介護	1	0
地域密着型通所介護	27	13
認知症対応型通所介護	5	0
小規模多機能型居宅介護	4	0
認知症対応型共同生活介護	17	2
看護小規模多機能型居宅介護	1	0

２．地域密着型サービス運営委員会の概要

- 地域密着型サービスの適正な運営を確保するため、区市町村は地域密着型サービスの運営に関する委員会（以下、地域密着型サービス運営委員会）を設置することが必要となる。
- 豊島区では、介護保険事業計画推進会議が地域密着型サービス運営員会を兼ねている。

３．地域密着型サービス運営委員会の目的

地域密着型サービス運営委員会は、以下の事項について意見を徴することを目的としている。

① 地域密着型サービス事業所の指定に関すること（法第 78 条の 2 第 7 項）
② 地域密着型サービス事業所の指定基準の策定・改正に関すること
（法第 78 条の 4 第 6 項）
③ 地域密着型サービスの独自報酬及び基準の設定に関すること
（法第 42 条の 2 第 4 項及び 5 項）
④ 地域密着型サービス事業所の指定の条件に関すること
（法第 78 条の 2 第 8 項及び区指定規則第 9 条第 4 項）

４．介護予防支援事業者の指定にあたっての意見聴取

- 介護保険法の一部が改正され、令和６年４月から指定居宅介護支援事業者も市町村の指定を受けて介護予防支援事業を実施できることとなった。
- 指定にあたって法律では、あらかじめ当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じることが求められており、区では、本委員会において意見を聴取してから指定を行う。

参考

① 介護保険法第 78 条の 2 第 7 項

7 市町村長は、第42条の2第1項本文（指定地域密着型サービス事業者）の指定を行おうとするとき、又は前項第4号若しくは第5号の規定により同条第1項本文の指定をしないこととするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

② 介護保険法第 78 条の 4 第 6 項

6 市町村は、前項の当該市町村における指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準及び指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準を定めようとするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させ、及び学識経験を有する者の知見の活用を図るために必要な措置を講じなければならない。

③ 介護保険法第 42 条の 2 第 4 項及び 5 項

4 市町村は、第2項各号の規定にかかわらず、地域密着型サービスの種類その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した額を限度として、同項各号に定める地域密着型介護サービス費の額に代えて、当該市町村が定める額を、当該市町村における地域密着型介護サービス費の額とすることができる。

5 市町村は、前項の当該市町村における地域密着型介護サービス費の額を定めようとするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させ、及び学識経験を有する者の知見の活用を図るために必要な措置を講じなければならない。

④ 介護保険法第 78 条の 2 第 8 項

8 市町村長は、第42条の2第1項本文の指定を行うに当たって、当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。

豊島区指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する規則第 9 条第 4 項

4 前項の豊島区地域密着型サービスの利用指針及び事務取扱要領の作成に当たって、区長はあらかじめ、区が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるための機会を設けなければならない。

〇指定介護予防支援事業者の指定

介護保険法第115条の22第4項

4 市町村長は、第58条第1項（指定介護予防支援事業者）の指定を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

介護予防支援の指定対象の拡大（介護保険法施行規則の改正）

「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和４年12月20日社会保障審議会介護保険部会）

○ こうした地域包括支援センターの業務負担軽減を進めるに当たり、保険給付として行う介護予防支援について、地域包括支援センターが地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設であることを踏まえ、介護予防支援の実施状況の把握を含め、**地域包括支援センターの一定の関与を担保した上で、居宅介護支援事業所に介護予防支援の指定対象を拡大することが適当**である。

１．指定居宅介護支援事業者が、介護予防支援の指定を受けて実施する場合の所要の手続き等



２．指定介護予防支援事業者に対する地域包括支援センターの一定の関与

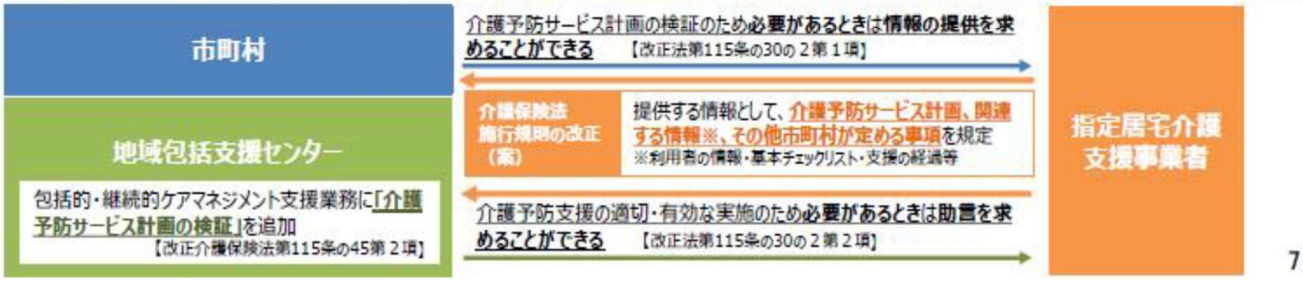

7

（令和5年12月7日_第109回社会保障審議会介護保険部会資料より）

指定介護予防支援事業者の指定要件等

【主な指定要件】

- 居宅介護支援事業所の指定を受けていること。
- 管理者が主任介護支援専門員であること。
- 1人以上の員数の必要な介護支援専門員がいること。

【指定期間】

- 指定期間は6年。
- 指定有効期間満了前に更新の手続きが必要。

【指定日】

- 指定日及びその申請期限は、年度ごとに期日を設定する予定。
  （今回の指定日は令和6年10月1日）